

『ワイン法』

蛭原 健介 著

食料領域 上席主任研究官 内藤 恵久



『ワイン法』

著者／蛭原健介

出版年／2019年

発行所／講談社

近年、ワインは日本人にも身近な存在になりましたが、欧州では、食生活や農業生産面だけでなく、文化的にも非常に重要な位置を占めており、生産、表示、流通など様々な点で詳細な法規範が定められています。本書は、こうした法規範が、なぜ生まれ、何を守るのかについて、特に、ワインとは何かという点や、原産地呼称制度を含む産地表示のルールに注目して説明しています。

第1章では、質より量の生産や模造品の増加の中で、仏で「本物」を守る制度が萌芽していく経過が述べられます。市民革命後の大量生産の時代を経て、19世紀半ば虫害で生産が壊滅的被害を受け、ワイン不足に対し、輸入の増加とともにレーズン等を原料にした模造品が横行します。こういった中で、1889年に新鮮なブドウのみを原料とする「真のワイン」の定義が定められ、模造品をワインとして販売することが禁止されます。次いで第2章では「産地」を守る戦いの様子が述べられます。1907年仏ラングドックでの模造品を供給過剰の原因と考えた農家の暴動を契機に、模造品の製造禁止等規制が強化されます。また、産地偽装の横行に対し、1905年に産地偽装等を禁ずる法律が制定されます。しかし、行政による上からの産地確定は失敗し、シャンパーニュでの農家暴動に発展します。その後、1919年にワインの「原産地呼称」を保護する法律が成立しますが、要件に品質を含むか明確でなく、その産地であれば粗悪なワインも原産地呼称を名乗る事態が生じました。このような中で、1935年には「コントロールされた原産地呼称（AOC）」を保護する法律が制定されます。生産方法や品質が管理された原産地呼称を守る仕組みであり、その後AOCは、既に評価の高いブランドを守るだけでなく、産品へ付加価値を与える仕組みとして活用されたことが指摘されています。第3章では、欧州全体のワイン政策が語られます。欧州共同市場構築の中で、当初、高品質なクオリティワインは各国が対応し、それ以外のテーブルワインは生産過剰防止のため共通の政策（新植禁止・転換、ワインの他用途転用等）が取られました。日本のコメと同様、重要な作物の生産過剰

にはどの地域でも苦慮していることがうかがえます。第4章では、欧州以外の新たなプレーヤーとの戦いが描かれます。1976年バリの試飲会でカリフォルニアワインが仏の有名ワインを抑え一位

となり、優れたワインは「神聖なるテロワール（産地）」でなくても生産できるとの考え方が広がります。そして世界各地で高品質ワインが生産されていくのですが、こうしたワインは産地ではなく品種名（セパージュ）でアピールしました。このわかりやすさは、品質向上や価格優位性と相まって消費者に受け入れられていったことが指摘されています。こうした新世界ワインの台頭へのEUの対応が第5章で説明されます。2008年に大幅な改革が行われ、大規模な作付面積削減とともに、クオリティワイン・テーブルワインの区別が廃止され、原産地呼称・地理的表示という域内統一表示が採用されました。一方で、品種名表示が広く認められ、伝統品種ではない人気品種への改植が進みます。また、EU域外に対しても、EUの地理的表示の保護や保護制度の導入を積極的に働きかけていることが指摘されています。

このような仏、EUのワイン法をめぐる経緯の指摘から、ブランドを守る仕組みが、生産者の戦いの中で勝ち取られたことがわかります。生産者の真剣な議論・取組の上に、制度が構築、活用されているのです。また、テロワールとセパージュをめぐる動きは、特徴ある地域産品とともに優れた品種を有している日本にとっても考慮すべき視点だと思います。さらに、EU域外に向けた地理的表示による優位性確保の取組は、我が国の輸出戦略等を考える上でも参考になると思います。著者も指摘しているように、我が国の地理的表示保護制度はEU制度も参考に制定されました。本書は、EUのワイン政策を知る上で興味深いだけでなく、我が国制度の理解や農業振興策の検討をする上でも有用と考えられます。